

介護保険だより

令和4年3月号

群馬県国民健康保険団体連合会

原爆被爆者の介護給付費等請求明細書の請求に係る留意点について

原爆被爆者に対して、下記のサービスを実施する場合は、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

【対象サービス】

居宅サービス	訪問介護※1
	通所介護（デイサービス）
	短期入所生活介護（ショートステイ）
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	認知症対応型通所介護
	地域密着型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）※2
施設サービス	介護福祉施設サービス
介護予防サービス	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
	介護予防訪問介護※1
	介護予防通所介護
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）※2
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	訪問型独自サービス（A2）※1
	通所型独自サービス（A6）

※1 低所得者世帯の被爆者に限る

※2 令和3年4月利用分から対象

【留意点】

被爆者健康手帳に記載されている公費負担者番号の先頭2桁を「19」から「81」へ読み替えて、請求してください。

「19106012」→「81106012」

重要

同月過誤処理に伴う再請求処理について

管理者の皆様へ

介護給付費等請求業務担当者と必ず以下の内容を共有してください。

同月過誤処理は、実地指導及び監査等による返還金の清算により一度に多数の過誤処理を行い、当月の審査支払額を上回り、支払決定額がマイナスとなるケースを救済する為の処理です。以前から本会ホームページでご案内しているところですが、事業所等の処理誤りによる重大なインシデント（高額な返還手続きや同月過誤の取り下げ手続き等）が発生しておりますので、処理を行う場合には以下の点にご注意ください。

1 確実に再請求を行う

同月過誤処理依頼書を提出した翌月に本会で処理を行うこととなりますが、再請求する介護給付費等データを必ず10日までに請求してください。再請求を漏らしてしまうと、以下のような問題が発生するため、ご注意ください。（再請求分は、通常の請求と同じ請求方法で提出してください。）

再請求を失念したことにより、結果、高額となる介護給付費等保険請求額分を該当市町村へ返還（本会経由）することになってしまった。

2 市町村毎に再請求を行う対象者の把握

本会に同月過誤処理依頼書を提出するも再請求対象者が分からないため、「再請求できない」という問い合わせがありました。（再請求を行うにあたり、内部書類を作成する等管理をしていなかった。）

結果的に、同月過誤処理を取り下げることとなり、該当市町村及び本会との調整が発生し事業所にも負担がかかったため、再請求を行う際は、対象者を事前に把握していただきますようお願いいたします。

また、同月過誤処理依頼書作成者と請求担当者が異なる場合は、情報共有していただきますようお願いいたします。

処理が滞ることにより、事業所等側に重大な影響を及ぼすことになりかねません。
同月過誤処理については、慎重に対応をお願いします。

お問い合わせ先



〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8:30 ~ 17:15（12:00 ~ 13:00 を除く）

※17:15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会